

第2回 臨時会 5月28日

常任・議会運営委員が改選

新しい議会の構成がスタート

平成21年第2回臨時会は、5月28日に1日間の会期で開催し、任期満了による常任委員及び議会運営委員の改選などを行いました。

本会議では、4常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任を行い、続いて、各委員会を開催し、正副委員長の互選を行いました。

このほか、専決処分の承認や条例の改正案などの7議案が市長から、また委員会条例の改正案の1議案が議会運営委員会から提出されました。いずれの議案も慎重なる審議の結果、すべて、全会一致で原案のとおり、承認、可決しました。

(新しい議会の構成は6ページを参照)

市長が提出した議案等

報告

■損害賠償の額を定め和解することについて

市職員が公用車使用中に起こした接触事故について、損害賠償の額を16万1,567円と定め、和解した専決処分の報告がありました。

専決処分

国の法律の改正に伴い、次の条例の一部が改正されました。

■税条例

■産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例

■国民健康保険税条例

■廃棄物の処理及び清掃に関する条例

条例

一部を改正した条例

■市職員の給与に関する条例

現在の社会経済情勢等を考え、人事院勧告に準じて、平成21年6月に支給する一般職の期末・勤勉手当、特別職(市長・副市長・議員)及び教育長の期末手当の一部を、次のとおり暫定的に引き下げる改正を行いました。

・一般職 0・2月カット

・特別職及び教育長

0・15月カット

■税条例

公的年金等からの市民税の特別徴収制度の導入など、平成21年度税制改正に伴う所要の改正を行いました。

■国民健康保険税条例

国民健康保険税の所得割を算出する方法など、平成21年度税制改正に伴う所要の改正を行いました。

委員会条例

議員が提出した議案等

選挙

■鹿行広域事務組合議会議員の補欠選挙

組合議会議員 栗原博議員の辞職に伴い、本市議会選出議員1人の補欠選挙を行い、塙仁議員が当選しました。

常任委員及び議会運営委員の任期満了後、速やかに後任者が委員として活動できるようにするため、委員の改選は任期満了の前60日以内に行うことができるよう改正しました。

これまでは委員の任期満了の日以降、臨時会又は定例会の開催を待つて改選を行うため、後任者の任期が短く十分な活動ができないおそれがありました。この改正により後任者が任期満了の日翌日から活動できるようになりました。

? 専決処分とは?

本来、議会が議決しなければならない事項を、市長が議会に代わって意思決定をすることをいいます。

緊急の要件で議会を開催する時間的余裕が無い場合など特定の場合に限り、議会の議決前に、市長が専決処分(地方自治法第179条による)できますが、専決処分後に、議会にその報告をして承認を求める議案の提出が必要となります。

このほか、50万円以下の和解や損害賠償額の決定など軽易な事項で、あらかじめ議決によって議会から特に指定された事項は専決処分(地方自治法第180条による)できますが、その後議会への報告が必要です。この場合、承認を求める必要はありません。

また、専決処分は不承認でも処分の効力そのものに影響はありませんが、処分に伴う政治的責任は市長に残ります。